

**予備試験選択科目対策**  
**知的財産法基礎講座**  
**ガイダンス用レジュメ**

**TACw** セミナー 司法試験講座

※無断複製・無断転載禁止

○司法試験予備試験選択科目 知的財産法 基礎講座 ガイダンス用レジュメ

1. 自己紹介

加曽利 正典（かそり まさのり）

2009 年 4 月 弁理士登録（約 13 年）

弁理士登録以前は S E → 30 代前半に転職を決意し、弁理士の資格取得を目指す。

弁理士試験合格直後から、T A C（旧早稲田セミナー）弁理士試験対策講座専任講師  
大学の専門は情報処理系（法学系ではない）→試験対策を中心に講義を行う。

2. 講義概要

特許法・著作権法の基礎知識を I N P U T するための講義を行う。

（特許法・著作権法、それぞれ 3 時間 × 5 コマ（各 1 5 時間））

→短時間での知識習得を目指すため、重要な制度・判例等を中心に講義を行う。

なお、全くの法律初心者を対象とするのではなく、法律の基礎知識（特に、民法・民訴法の基本的な理解：深い部分までの理解は不要）を有する方を対象とする。

（条・項・号、準用、等の条文の読み方の理解、「侵害」って何？「民事」、「訴訟」って何？という用語が理解できるレベルがあれば受講時に問題はない。）

※私は、法律畑の出身ではなかったが、このくらいの知識があれば、本講座において、特許法・著作権法の理解の妨げにはならないと思われる。

I N P U T が中心ではあるが、知識の定着を図るため、簡単な事例問題（弁理士試験の短答試験の過去問を使用。後半は、司法試験選択科目過去問を使用。）に対する解説も行う。

なお、司法試験では、権利に関わる部分（特に、侵害）が出題されるため、その部分に重きを置いて解説する。

3. 知的財産法の特徴

特許法、および、著作権法のいずれも、実体を持たない発明や表現を保護する法律（無体財産法とも言う）であるため、物を直接に支配する物権のような権利の考え方と異なる部分が存在する。

（1）特許法

民法などの実体法と民事訴訟法などの手続法が一体になった法律。

創作された発明は、一定の手続を経て権利化される（特許権が得られる）。

試験では、主に、特許権に基づく訴訟（侵害）について問われると考えられる。ただし、訴訟において、特許権特有の性質（どのように権利が発生し、また、どのように権利が消滅

し得るか)に基づいて争いが行われることから、特許権が発生する過程も理解する必要がある。

## (2) 著作権法

特許法と同じ知的財産法ではあるが、著作権が何らの手続を必要とせずに発生する(無方式主義)点において大きく異なる。

著作権は、支分権の束と言われ、利用形態によって行使し得る権利が様々存在する。そのため、試験では、創作されたものが著作物に該当するか(保護されるべきものか)、利用形態により、どのような著作権(支分権)の侵害となるか、また、権利が制限される態様での利用か、を理解する必要がある。

## 4. 講義の到達点

(この講義を受けるとどのような効果が得られるか)

論文を OUTPUT する前段階、すなわち、事例問題を見たときに、場面を理解し、事例が求めている論点を抽出できることを目的とする。

### (1) 特許法

事例問題で争点となっている状況を理解。その争点に対する対応方法を挙げられるようにする。

### (2) 著作権法

著作権(支分権)との関係で問題になっている利用者の行為を理解。その行為に対する権利行使の適否(権利制限等)について判断できるようにする。

## 5. 効果的な受講/勉強法

○講義では、各法律の制度について広く浅く触れることで、全体像を理解することを目標とする。そのため、

・条文の要件を一言一句説明している時間がないので、講義で触れた条文については、各自読み込む。 → 制度をイメージしながら条文を読み込むことで、細かい要件を確認する。

・「確認問題」については、(収録なので)、いったん講義を停止して各自解いてみるのが好ましい。 → OUTPUT することによる理解を確認する。

○細かい判例に手を出し過ぎない

・特許法では、最高裁・知財高裁レベルの判例を中心に確認する。

・著作権法では、地裁・高裁レベルの判例も出題される可能性があるが、講義で触れた判例を優先的に学習するのが好ましい。

○今年初めての試験のため、過去問がない。そのため、OUTPUT により理解を深めるために、以下のような教材が挙げられる。

・弁理士試験(短答式筆記試験・論文式筆記試験)

- ・ビジネス著作権検定 上級（簡単な事例）
- ・司法試験選択科目過去問（やや難しい）

※知的財産管理技能検定の過去問は、実務寄りのため適さない

## 6. その他

### （１）参考文献

#### ○共通

- ・法文集（例えば、P A T E C H 知的財産権法文集）

※ポケット六法およびデイリー六法には、抄録のため全てが載っていないので、1冊は持っておくことをおススメ

#### ○特許法

- ・工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第21版〕 特許庁  
条文を解説した基本書。特許庁のホームページより無料でダウンロード可能。
- ・弁理士試験 ELEMENTS1 特許法/実用新案法 TAC 弁理士講座 編著  
条文の基礎的な内容を理解するため、必要に応じて。
- ・特許判例百選 第5版 有斐閣  
参照用として手元にあると便利。

※いわゆる昔の基本書（特許法概説）等にまで手を出す必要はない  
中山信弘先生の「特許法」等は参考書代わりになるが、難しい

#### ○著作権法

- ・著作権テキスト 文化庁  
制度概要が分かりやすく記載されている。文化庁のホームページより無料でダウンロード可能。
- ・弁理士試験 ELEMENTS3 条約/不正競争防止法/著作権法 TAC 弁理士講座 編著  
条文の基礎的な内容を理解するため、必要に応じて。
- ・著作権判例百選 第6版（有斐閣）  
参照用として手元にあると便利。

※多くの基本書が、深い内容にまで言及しているので、そこまで手を出す必要はない（時間がない）

### （２）今年度の試験委員

○令和4年司法試験予備試験考査委員名簿（令和4年2月16日現在）

知的財産法：

田中孝一：東京地方裁判所判事（裁判官）

本田恭子：法務省大臣官房司法法制部付兼法務省大臣官房付（検事）

宮脇正晴：立命館大学法学部教授

村田真一：弁護士（第二東京弁護士会）

横山久芳：学習院大学法学部教授

※実務系の先生と、教授とをバランスよく配分。教授は、いずれも知的財産の重鎮というわけではないことから、条文の要件を一言一句確認するような問題や古い論点を問うよりも、昨今の事情に則した条文の運用能力を求めてくる可能性が高いと思われる。